

令和6年7月25日開催

新庄市農業委員会第14回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和6年7月）議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日（木）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	6番 森 良一
7番 下山 秀一	8番 奥山 久
9番 中鉢 浩	11番 田宮 成彦
12番 齋藤 謙二	13番 星川 吉和
14番 伊藤 和彦	15番 三原 幸一
16番 星川 秀男	17番 星川 豊
18番 佐藤 喜代志	19番 高山 光弥

4. 欠席した委員（1名）

10番 五十嵐 成生

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 46 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 報告第 33 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 4 報告第 34 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 5 報告第 35 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について
日程第 6 報告第 36 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

事務局長	大江 周	局長補佐	鏡 彰 広
主 任	八 鍬 貴 征	主 任	結 城 美 緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和6年度新庄市農業委員会第14回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は18名です。欠席通告者は、10番五十嵐成生委員1名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第14回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に11番田宮成彦委員と15番三原幸一委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八鍬貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第46号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1件、萩野地区2件、計3件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。
それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区1番につきまして、7月11日に調査確認しました。農地法第18条第6項報告の新庄地区1番の関連事案です。金沢地内で実施中の農地転用事業の資材搬入路として隣地の一部が一時転用されていたのですが、予定より早く資材搬入が完了したので今年度の作付けをすることにしたそうです。1筆の農地の内一時転用地を除いた部分が期間の定めのない契約となっていたためこれを解約し、改めて1筆の農地全体の利用権を設定する申請です。単価も双方合意であり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番につきまして、7月14日に調査確認しました。これは農地法第3条の3第1項関連の案件で貸人が相続により取得した農地を同一世帯の借人に貸借するものです。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区2番につきまして、7月14日に調査確認しました。これは農地法第3条の3第1項、農地法第18条第6項関連の案件で渡人が相続により取得した農地の貸借を合意解約した上で、受人との間で所有権移転の契約に至ったものです。単価も双方合意であり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜「質疑なし」という者あり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第46号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」という者あり＞

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第46号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第3、報告第33号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第33号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区3件、稲舟地区5件、萩野地区2件、八向地区1件、計11件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第33号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

＜「質疑なし」という者あり＞

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第33号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第４、報告第３４号農地法第１８条第６項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第３４号農地法第１８条第６項の規定による通知について、新庄地区１件、萩野地区１件、計２件でございます。

（議案書を基に申請内容を説明。）

よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第３４号農地法第１８条第６項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第３４号農地法第１８条第６項の規定による通知については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第５、報告第３５号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第３５号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区１件でございます。

（議案書を基に申請内容を説明。）

よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第３５号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第３５号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第６、報告第３６号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第３６号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、萩野地区３件、八向地区１件、計４件ございます。

（議案書を基に申請内容を説明。）

よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの報告第３６号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第３６号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第１４回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和6年7月25日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員